

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 東洋町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.9%
全職員	68.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	99.4%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	107.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	100.9%
26～30年	88.0%
21～25年	91.0%
16～20年	— %
11～15年	104.2%
6～10年	83.2%
1～5年	105.3%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員については、正職員の所定勤務時間を参考として職員を数える単位として時間を用いて職員数を換算。(例：週5日1日7時間勤務の場合、35時間/38時間45分=0.9人とカウント)
- ・役職段階別中「本町部局長・次長相当職」については、該当職員がいないため対象外。
- ・勤続年数別中「16～20年」「36年以上」については、該当職員がいないため対象外。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。